

「納期の特例」の制度について

給与の支払を受ける者が常時10人未満である事業所については、所得税の源泉徴収と同様に特別徴収税額の納期の特例の制度を利用できます。これは、小規模な事業所の納入事務負担を軽減するため、特別徴収税額の納入を毎月行うことなく、年2回の納入だけで済ませることができるものです。

徴収税額分						納期限
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月10日まで
12月	翌1月	2月	3月	4月	5月	翌年6月10日まで

◎10日が、日曜・祭日の場合はその翌日、土曜日の場合はその翌々日

上記の特例の適用を受けようとするときは、次ページの『特別徴収に係る町民税・県民税の納期の特例に関する申請書』に必要事項を記入して町長に提出してください。

ただし、次のような場合には承認できません（既に申請済みの場合は取消しとなります）ので、ご注意ください。

- ①給与の支払を受ける者が10人以上である場合（この場合の人数には、繁忙期に限って臨時に雇用しているような者は含みません。）
- ②現に町民税に滞納があり、かつ、それがやむを得ない理由によるものとは認められない場合

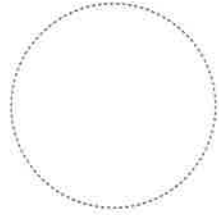
また、承認を受けたあとで、給与の支払を受ける者が常時10人未満ではなくなった場合には、その旨を遅滞なく町長まで届け出てください。

なお、一度承認を受ければ、取消しとなる場合（上記①. ②と同様）に該当しない限り、翌年度以降も継続して納期の特例の適用を受けることができますので、毎年改めて申請する必要はありません。

特別徴収に係る町民税・県民税の納期の特例に関する申請書

平成 年 月 日

埼玉県児玉郡美里町長 様



給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号 ()	特別徴収 指定番号	
	名称 (名前)		担当者 連絡先	係名
	代表者の 職・氏名・印			氏名
				電話番号

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収に係る町民税・県民税の納期の特例の適用を受けたいので申請します。

特例の適用を受けようとする税額	平成 年 月分以降の町民税・県民税特別徴収税額					
申請の日前6ヶ月間の月別の給与の支払いを受ける全従業員数 (内、臨時勤務の人員数をカッコ書きしてください)	平成 年 月	(人)	人	平成 年 月	(人)	人
	平成 年 月	(人)	人	平成 年 月	(人)	人
	平成 年 月	(人)	人	平成 年 月	(人)	人
美里町に住所を有する者の氏名						
(1) 現に町税の滞納があり又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむ得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細						
(2) 申請の日前1ヶ月以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日						

※町 使用 理 欄	処理区分	却下の理由										
	承認	起案	年 月 日	町長	副町長	参事	課長	副課長	主幹	主査	合議	担当
		却下	施行	年 月 日								

担当・提出先 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323番地1 美里町役場 税務課 電話番号 0495-76-5131 【直通】